

議案第 15 号

朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

（朝霞市青少年問題協議会設置条例の一部改正）

第 1 条 朝霞市青少年問題協議会設置条例（昭和 39 年朝霞市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「こども・健康部」を「こども部」に改める。

（朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正）

第 2 条 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年朝霞市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「福祉相談課」を「高齢者・地域福祉課」に改める。

（朝霞市児童館設置及び管理条例の一部改正）

第 3 条 朝霞市児童館設置及び管理条例（平成 8 年朝霞市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「こども・健康部」を「こども部」に改める。

（朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第 4 条 朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例（平成 12 年朝霞市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「福祉相談課」を「福祉部障害福祉課」に改める。

（朝霞市地域福祉計画推進委員会条例の一部改正）

第 5 条 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（平成 25 年朝霞市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉相談課」を「地域共生社会課」に改める。

（朝霞市児童虐待防止等検討委員会条例の一部改正）

第 6 条 朝霞市児童虐待防止等検討委員会条例（平成 25 年朝霞市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「こども・健康部健康づくり課」を「こども部こども家庭課」に改める。

（朝霞市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正）

第 7 条 朝霞市老人ホーム入所判定委員会条例（平成 25 年朝霞市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「長寿はつらつ課」を「高齢者・地域福祉課」に改める。

（朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議条例の一部改正）

第 8 条 朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議条例（平成 25

年朝霞市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部長寿はつらつ課」を「福祉部高齢者・地域福祉課及び健康部介護保険課」に改める。

(朝霞市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

第 9 条 朝霞市地域包括支援センター運営協議会条例(平成 25 年朝霞市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「長寿はつらつ課」を「地域共生社会課」に改める。

(朝霞市地域密着型サービス運営委員会条例の一部改正)

第 10 条 朝霞市地域密着型サービス運営委員会条例(平成 25 年朝霞市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部長寿はつらつ課」を「健康部介護保険課」に改める。

(朝霞市健康づくり推進協議会条例の一部改正)

第 11 条 朝霞市健康づくり推進協議会条例(平成 25 年朝霞市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「こども・健康部」を「健康部」に改める。

(朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会条例の一部改正)

第 12 条 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会条例(平成 25 年朝霞市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) こども部長

(朝霞市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第 13 条 朝霞市予防接種健康被害調査委員会条例(平成 25 年朝霞市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「こども・健康部」を「健康部」に改める。

(朝霞市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 14 条 朝霞市子ども・子育て会議条例(平成 25 年朝霞市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「こども・健康部」を「こども部」に改める。

(朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正)

第 15 条 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例(平成 27 年朝霞市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「こども・健康部」を「こども部」に改める。

(朝霞市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第 16 条 朝霞市いじめ問題調査委員会条例(平成 27 年朝霞市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「こども・健康部」を「こども部」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

朝霞市長 松下 昌代